

総務常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 74 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目25節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、こども未来基金積立金を除く
8 款 土木費	全部	
10 款 教育費	全部	

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 2 条地方債の補正

議案第 76 号 南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 77 号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 88 号 庁舎本館空調設備その他改修工事請負の一部変更契約の締結について

○ 請願審査

令和元年請願第 1 号 新井田小学校へのきこえの教室の設置を求める請願

○ 委員派遣について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

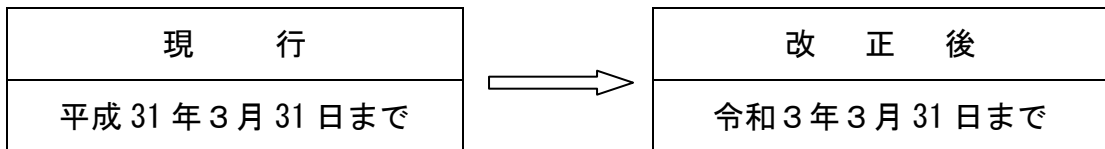
- 1 (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 2 (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 3 (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 4 (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業給排水製氷設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 5 八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 6 旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事請負の一部変更契約の締結について
- 7 八戸市学校給食基本計画（更新版）の策定について

**南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に
関する条例の一部を改正する条例の制定について**

1 改正理由 過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の措置を引き続き実施するためのものである。

2 改正内容

課税免除対象設備の新增設の期限延長



3 施行期日

公布の日（経過措置あり）

4 参考（課税免除の対象及び免除期間）

旧南郷村の区域内において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業の用に供するために、2,700万円を超える設備を取得した者について、家屋、償却資産、土地に係る固定資産税を3年間免除する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びにその他規定の整理をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	105,290円	165,150円
	随時介護を受けている場合	52,650円	82,580円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	57,190円	70,790円
	随時介護を受けている場合	28,600円	35,400円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
学校薬剤師の補償基礎額	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

(3) 規定の整理

第7条の2第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改める。

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記2の(1)については平成31年4月1日以後、上記2の(2)については平成30年4月1日以後に支給すべき理由の生じた補償等について適用し、その他の補償等については、従前のおり適用するものとする。

庁舎本館空調設備その他改修工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名

庁舎本館空調設備その他改修工事

2. 契約者

東復・テクノ特定建設工事共同企業体

3. 変更の内容（工事請負額の変更）

請負額	変更前	198,720,000 円
	変更後	214,448,040 円
	増額	15,728,040 円（7.9%増）

4. 変更理由

ダクト設備改修に伴う増工等

○総務常任委員会付託

番 号	令和元年請願第1号	受理年月日	令和元年6月13日
件 名	新井田小学校へのきこえの教室の設置を求める請願		
提 出 者	八戸市大字新井田字西平31番地46 佐藤 一樹		
紹介議員	苫米地 あつ子		
要 旨			
<p>八戸市内には、きこえの教室が三条小学校と城下小学校の二校です。</p> <p>来年度小学校に入学する、重度の先天性感音難聴——両側人工内耳装用——のある長女について、学区内の新井田小学校に入学を希望しています。</p> <p>現在、長女は八戸学院第二しののめ幼稚園に通園しております。先生方や園児たちが難聴のことを理解してくださり、配慮のおかげで元気に楽しく過ごしています。そして、お友達と一緒に小学校に通うことを楽しみにしています。また、地域の皆さんに難聴について少しでも知っていただくことにつながればいいと考え、幼少期から地元の三社大祭やえんぶりに参加してきました。</p> <p>そのため、学区内には幼稚園のお友達以外にもお祭りのお友達や、近所のお友達とのつながりがあることから、幼稚園、小学校、中学校と人間関係を途切れさせることなく、みんなと一緒にこの地域で育ててほしいと強く願っています。その場合、きこえの教室利用による個別的支援と通常学級での配慮がどうしても必要です。</p> <p>補聴器の性能が著しく向上し、また、人工内耳の埋め込み手術が幼少期に行われるようになって、通常学級等に通学する児童生徒が増加しています。1000人に2から3人いるとされる難聴児ですが、平成14年の調査で、補聴器を使っている児童生徒の63%が、人工内耳を使っている児童生徒の70.6%が通常学級に在籍しています。</p> <p>しかし、他の難聴児——小学生——の保護者の方から、子どもは、教室で十分に聞こえていなくても授業の内容が分からないまま黙って座っているので、先生に聞こえづらいことに気づいてもらえず、学習面で放置されている状態。先生からの指示なども周りの状況を見て行動することが多いから、常に緊張して生活をしていると思うと聞いています。また、これまでに就学に向けて様々な機関に相談をしまいましたが、きこえの教室がある学区に引越しをすればいいのではないかと、聾学校に入学すればいいのではないかと、予算を伴うことなので新たにきこえの教室を設置するのは難しいなど、当事者にとってはつらい言葉ばかりでした。</p> <p>難聴児が置かれている厳しい状況を理解していただき、八戸市の子どもたちがどの子ども大切にされるように、教育環境の改善のために御尽力くださるようお願い申し上げます。</p> <p>1 八戸市立新井田小学校に、きこえの教室を設置すること。 2 八戸市における難聴児への支援体制をつくること。</p>			

難聴学級の設置について

1 難聴学級（きこえの教室）への入級について

- 学びの場の検討
 特別支援学校（聾学校）
 特別支援学級（難聴学級）：きこえの教室 → 「八戸市教育支援委員会」で審議
 通級指導教室
 通常学級
- 難聴特別支援学級：聞こえの状態に応じて学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が受けられる場である。

2 難聴学級に必要な環境について

(1)教室環境	<ul style="list-style-type: none"> • 聞こえに配慮するために床に絨毯、防音壁の設置 • 騒音調整のための教室の位置 • 個別指導のための教室の確保
(2)機器	<ul style="list-style-type: none"> • 集団補聴システム（FM補聴器等） • 音声直視装置（発音指導等に利用）
(3)専門性のある教員（人的環境）	<ul style="list-style-type: none"> • 聴覚障害についての知識、理解啓発 • 専門的な指導法 • 通常学級の学びにおける指導助言 • 人間関係の調整 • 関係機関との連携

3 八戸市の難聴児への支援体制について

- 特別支援学級在籍児童については
 【学びの体制】
- 個別の指導又は小集団の指導
 - 協力学級（交流する学級）での指導

指導形態	指導内容
(1)個別及び小集団	<ul style="list-style-type: none"> • 主要教科 —— 当該学年の学習を行うが、特に、語彙の拡充や用語の理解、資料の読み取り等を丁寧に行う • 特性に応じて困難な内容 —— 歌唱、楽器指導、水泳 • 自立活動 —— 聞こえにくさへの対処、コミュニケーション等
(2)協力学級	<ul style="list-style-type: none"> • 協力学級担任と十分な共通理解のもと一緒に活動が可能である教科を学ぶ • コミュニケーション力の向上を目指す • 自立活動で学んだことを集団に生かす

- 通常学級在籍児童については
 【学びの体制】
- 通級指導教室において通級による指導（自立活動）
 - こども支援センター巡回相談利用による学校支援（指導・支援の検討）
 - 特別支援教育巡回相談員制度の利用（特別支援学校の教員による助言）
 - 八戸市教育委員会「ことばときこえの調査」の対象児童の把握（早期支援、指導方法の検討）

4 八戸市の難聴学級の設置状況について

- 小学校：2校（城下小、三条小）
 中学校：1校（第二中）

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業給排水製氷設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

1. 建築工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業建築工事

(2) 契約者

清水・穂積・石上特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

設計変更により工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものの。

(4) 主な変更理由

- ①屋根部防水の雪害対策による増工
- ②リンク製氷面の不具合防止対策による増工
- ③地下通路部の防水仕様変更に伴う増工

(5) 契約額

変更前 7,642,787,400円

変更後 7,739,064,000円

増額 96,276,600円

(6) 処分年月日

令和元年6月7日

2. 弱電設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業弱電設備工事

(2) 契約者

開発・東洋・和井田特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

設計変更により工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを。

(4) 主な変更理由

- ①来客カウンター設備の追加
- ②テレビ共同受信設備（変調器）の追加
- ③炎感知器の追加

(5) 契約額

変更前	522,252,360円
変更後	526,045,320円
増額	3,792,960円

(6) 処分年月日

令和元年6月7日

3. 空気調和設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業空気調和設備工事

(2) 契約者

菱和・サカモト・北奥特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

設計変更により工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを。

(4) 主な変更理由

- ①アリーナ部の高所作業車費用による増額
- ②アリーナ部吹出しダクト仕様の見直しによる増額
- ③空調騒音低減対策による増額
- ④事務室等の加湿器見直しによる減額

(5) 契約額

変更前	812,160,000円
変更後	836,676,000円
増額	24,516,000円

(6) 処分年月日

令和元年6月7日

4. 給排水製氷設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業給排水製氷設備工事

(2) 契約者

大成温調・テクノワーク・三久工業特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

設計変更により工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを。

(4) 主な変更理由

- ①屋外排水管の地盤沈下対策
- ②製氷冷却配管の床スラブスリーブ形状の見直し
- ③製氷冷凍機に高調波対策機器を追加
- ④消火配管の保温仕様及び範囲の変更 (減額)

(5) 契約額

変更前	1,598,400,000円
変更後	1,626,156,000円
増額	27,756,000円

(6) 処分年月日

令和元年6月7日

八戸市行政不服審査条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 理由

工業標準化法の一部改正に伴い、八戸市行政不服審査条例について規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2 改正の内容

(1) 概要

令和元年7月1日に施行される工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められることから、審査請求人に対する提出資料の写し等の交付手数料に係る規定を改正するもの。

(2) 施行期日 令和元年7月1日

3 処分年月日 令和元年6月18日

旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事の名称

旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事

2. 契約者

三友・曾我特定建設工事共同企業体

3. 変更の内容

①金額	変更前	296,568,000円
	変更後	336,296,880円
	増額	39,728,880円

②期間	変更前	契約締結の翌日から令和元年6月28日まで
	変更後	契約締結の翌日から令和元年9月11日まで

4. 主な変更理由

- (1) 地下埋設杭の撤去について、数量が当初設計よりも多く、
周辺環境へ配慮した作業方法により施工することとなったため

5. 変更方法

①金額 議決

(地方自治法第96条第1項第5号＝変更前契約額から5%を超える変更)

②期間 専決処分

(地方自治法第180条第1項＝工事の目的達成上著しい支障が生じない範囲での変更)

③専決処分年月日 令和元年6月14日

八戸市学校給食基本計画（更新版）の概要について

1. 計画の更新理由

市内3箇所の学校給食センターのうち、北地区及び東地区給食センターの老朽化が進んでおり、毎年多額の修繕費用が発生している状況である。

また、平成9年に文部科学省により定められた「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底するためには新たな施設の建設又は大規模な改修の必要がある。

新センターの建設や大規模改修にあたっては、計画から供用開始まで最低5年程の期間が必要となることから、平成23年6月に策定した現行の「八戸市学校給食基本計画」を更新し、新たな学校給食センターの整備方針や年次計画を盛り込むこととしたものである。

2019.5月

	北地区学校給食センター	東地区学校給食センター	西地区学校給食センター
竣工	昭和54年5月（築40年）	平成2年3月（築29年）	平成29年3月（築2年）
所在地	石堂三丁目8-6	大久保字浜長根3-1	北インター工業団地二丁目2-1
敷地面積	3,597 m ²	4,158 m ²	10,526 m ²
建物面積	1,498 m ²	1,541 m ²	4,656 m ²
供給校	12校	17校	38校
供給食数	約4,400食	約4,200食	約9,700食

2. 主な更新内容

- ①現行計画（平成23年6月策定）内のデータを更新（平成23年時⇒平成30年時）
- ②北地区、東地区学校給食センターの老朽化に伴い、両学校給食センターを統合した新学校給食センターの建設を目指す整備方針や年次計画を記載
 ※学校給食の理念及び基本方針等は変更なし

3. 策定経過

年月日	会議名
平成30年2月20日	平成29年度 第2回 学校給食審議会
平成31年2月21日	平成30年度 第2回 学校給食審議会
平成31年4月19日	平成31年度 第1回 学校給食審議会
令和元年5月28日	令和元年 5月教育委員会定例会